

事務連絡
令和3年4月13日

各都道府県森林整備保全事業担当部長 殿

林野庁森林整備部計画課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた農林水産
省直轄工事及び業務の対応について

このことについて、林野庁直轄工事等における取扱いを別添のとおり通知したので、御参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、周知をお願いいたします。

担当：計画課課長補佐（施工技術班担当）
整備課課長補佐（林道事業班担当）
治山課課長補佐（施設実行班担当）

事務連絡

令和3年4月9日

各森林管理局 総務企画部長 殿
計画保全部長 殿
森林整備部長 殿

林野庁 林政部 林政課長
森林整備部 計画課長
治山課長
国有林野部 業務課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた国有林野事業等における直轄工事、業務等の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年4月1日に政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の公示が行われ、同4月5日から関係都道府県知事が指定したまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）においてまん延防止等重点措置を実施することが決定された。また、令和3年4月1日に改正された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、安全安心に必要な社会基盤として公共工事が挙げられているところであり、まん延防止等重点措置時も同様に事業の継続が求められることは言うまでもない。

こうした状況を受け、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和3年4月9日付け3林政政第34号林野庁長官通知。別紙1）が通知されたところである。

また、緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業及び民有林直轄治山等事業における直轄工事、業務等（製品生産事業、造林事業、収穫調査委託、システム販売等を含む。以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業等における直轄工事、業務等の対応について」（令和3年1月12日付け林政課長、計画課長、治山課長、業務課長事務連絡。以下「1月12日付け事務連絡」という。別紙2）により適切に対応されるよう指示しているところである。

今回も同様の対応を行うことが必要とされることから、重点措置区域等における工事等の対応については、1月12日付け事務連絡の2（1）緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応に基づき実施することとする。なお、重点措置区域外における工事等における対応については、引き続き1月12日付け事務連絡の2（2）緊急事態宣言の対象地域外における工事等の対応に基づき実施することとする。

担当：林政課	會計經理第1班	担当課長補佐
計画課	施工技術班	担当課長補佐
治山課	施設実行班	担当課長補佐
業務課	森林整備班	担当課長補佐
	路網整備班	担当課長補佐
	治山班	担当課長補佐
	災害対策班	担当課長補佐
	供給企画班	担当課長補佐
	供給対策班	担当課長補佐

3 林 政 政 第 3 4 号
令 和 3 年 4 月 9 日

各森林管理局長
森林技術総合研修所長 } 宛

林野庁長官

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた農林水産
省直轄工事及び業務の対応について

このことについて、大臣官房参事官（経理）から別添写しのとおり通知があったので、
お知らせする。

なお、貴管下関係機関に対しては、貴職から通知願いたい。

（ 担当：林政課会計経理第 1 班支出負担行為第 2 係 内線 6009 ）

林野庁長官 殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた農林
水産省直轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年4月1日に政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の公示が行われ、同4月5日から関係都道府県知事が指定したまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）においてまん延防止等重点措置を実施することが決定された。また、令和3年4月1日に改正された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、安全安心に必要な社会基盤として公共工事が挙げられているところであり、まん延防止等重点措置時も同様に事業の継続が求められることは言うまでもない。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和3年1月8日付け2予第1922号大臣官房参事官（経理）通知。以下「1月8日通知」という。別添）において、受発注者による協議や契約変更等の手続等について取扱いを定めたところである。

工事等に関しては、対処方針では、重点措置区域における取組等として、関係都道府県知事が事業者に対して、職場への出勤等について「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向けた取組を働きかけるなど、緊急事態措置を実施すべき区域と同様の対応を行うこととされていると思料される。このため、重点措置区域における工事等の対応については、1月8日通知の緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応に基づき実施されたい。なお、重点措置区域外における工事等における対応については、引き続き1月8日通知の緊急事態宣言の対象地域外における工事等の対応に基づき実施されたい。

また、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、貴職からお願いする。

【別添】

2 予 第 1 9 2 2 号
令 和 3 年 1 月 8 日

大臣官房統計部長
各局長
政策統括官
農林水産技術会議事務局長
各庁長官
農林水産研修所長
農林水産政策研究所長
各地方農政局長
北海道農政事務所長

殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総理大臣から緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、安全安心に必要な社会基盤として公共工事が挙げられている。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年5月18日付け2予第359号大臣官房参事官（経理）通知。以下「5月18日通知」という。別紙）において、受発注者による協議や契約変更等の手続等について取扱いを定めたところである。

今般、緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応については5月18日通知の記の1及び3に基づき、また緊急事態宣言の対象地域外においては5月18日通知の記の2及び3に基づき、遺漏なきよう措置されたい。その際、必要に応じて、工事等の一時中止措置等に伴い工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、繰越し等の手続をとることとする。

なお、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、貴職から願います。

【別紙】

2 予 第 3 5 9 号
令和 2 年 5 月 1 8 日

大臣官房統計部長
各局長
政策統括官
農林水産技術会議事務局長
各庁長官
農林水産研修所長
農林水産政策研究所長
各地方農政局長
北海道農政事務所長

殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農
林水産省直轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和 2 年 5 月 14 日に緊急
事態宣言が一部の地域において解除されたところである。

緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応については、「新
型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び
業務の対応について」（令和 2 年 4 月 20 日付け 2 予第 1 8 5 号大臣官房参事官
（経理）通知）で取扱いを定めたところであるが、緊急事態宣言が一部の地域で
解除されたことに伴い、これを廃止し、今後の工事及び業務について、下記のと
おり取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

また、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、
貴職から願います。

記

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域内）
緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加され

る区域を含む。)における工事又は測量・調査・設計等の業務(以下「工事等」という。)については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長(以下「一時中止等」という。)の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更(以下「一時中止措置等」という。)を行う。なお、一時中止措置等を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、対象地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものに安全安心に必要な社会基盤として、公共工事が挙げられており、国民への食料の安定供給に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

なお、対象地域外における工事等であっても、工事等の従事者の多くが対象地域から通勤している場合には、上記に準じて対応するものとする。

2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等(対象地域外)

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況(テレワークや時差出勤の状況等)、従業員の状況(従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等)、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、1. に準じた措置を行う。

3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底(共通)

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の三つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

事務連絡

令和3年1月12日

各森林管理局 総務企画部長 殿
計画保全部長 殿
森林整備部長 殿

林野庁 林政部 林政課長
森林整備部 計画課長
治山課長
国有林野部 業務課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業等における直轄工事、業務等の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総理大臣から緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、安全安心に必要な生活基盤として公共工事等が挙げられている。

今般、緊急事態宣言が発出されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和3年1月12日付け2林政政第527号林野庁長官通知。別紙2)が通知されたところである。

これを受け、国有林野事業及び民有林直轄治山等事業における直轄工事、業務等(製品生産事業、造林事業、収穫調査委託、システム販売等を含む。以下「工事等」という。)については、引き続き下記のとおり取り扱うこととするので、適切に対応されたい。

記

1 感染拡大防止に向けた工事等の対応に係る通知及び事務連絡

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の対応に関し、これまでに発出された通知及び事務連絡(以下「通知等」という。)は別紙1のとおりであるが、今般の緊急事態宣言を踏まえた各種対応は次の通知等に基づくこととする。

(1) 緊急事態宣言を踏まえた工事等における受発注者間の協議等に係る取扱い

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和2年5月19日付け2林政政第118号林野庁長官通知。以下「5月19日付け通知」という。別紙3)

(2) 緊急事態宣言を踏まえた工事等における入札の手続等に係る取扱い

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除を踏まえた国有林野事業における直轄工事及び業務等の今後の対応について」(令和2年5月19日付け林政課長、業務課長事務連絡。以下「5月19日付け事務連絡」という。別紙4)

(3) 工事等における感染拡大防止対策に係る設計変更等の取扱い

「工事、業務等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」(令和2年4月24日付け2林整計第126号計画課長、業務課長通知。以下「4月24日付け通知」という。別紙5)

(4) 緊急事態宣言を踏まえた工事等における具体的対応策の検討及び実施

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国有林野事業における工事等の具体的な対応策の検討及び実施について」(令和2年4月28日付け業務課長事務連絡。以下「4月28日付け事務連絡」という。別紙6)

2 緊急事態宣言の対象地域内外に応じた工事等の対応

上記1に挙げる通知等に基づき、次のとおり緊急事態宣言の対象地域内外に応じて、適切に対応することとする。

(1) 緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応

次の通知等による規定に基づき対応することとする。

5月19日付け通知(別紙3)の記の1及び3

5月19日付け事務連絡(別紙4)

4月24日付け通知(別紙5)

4月28日付け事務連絡(別紙6)

(2) 緊急事態宣言の対象地域外における工事等の対応

次の通知等による規定に基づき、感染拡大の防止を図るため、地域の実情等に応じて必要な対応を適切に実施することとする。

5月19日付け通知(別紙3)の記の2及び3

5月19日付け事務連絡(別紙4)

4月24日付け通知(別紙5)

3 新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う繰越し等

工事等の一時中止措置等に伴い工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合は、必要に応じて繰越し等の手続をとることとする。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う繰越しに当たっては、「新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う事故繰越しの事務手続について」(令和2年11月11日付け2林政政第406号林野庁長官通知。別紙7)が発出されているので、参考にされたい。

4 建設業等における新型コロナウイルス感染予防対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」（「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について」（令和2年12月24日付け国不建第307号。別紙8）の別添1）及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページ^{（注）}において公表されている各業種のガイドラインも参考にされたい。

（注）新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

<https://corona.go.jp/>

担当：林政課	会計経理第1班	担当課長補佐
計画課	施工技術班	担当課長補佐
治山課	施設実行班	担当課長補佐
業務課	森林整備班	担当課長補佐
	治山班	担当課長補佐
	災害対策班	担当課長補佐
	供給企画班	担当課長補佐
	供給対策班	担当課長補佐